

国際航空宇宙品質グループ (IAQG) Other Party Management Team (OPMT)

補足規定 001 – 9100/9110/9120:2009 移行に関する規定

制定: 2010 年 1 月 11 日, 改定: 2010 年 5 月 18 日, 2010 年 12 月 20 日, 2011 年 4 月 5 日, 2011 年 5 月 3 日及び
2011 年 11 月 4 日

注意 : 本文書は2011年11月にIAQG OPMTから発行された通知文書の参考和訳です。原文は以下を参照下さい。

https://www.sae.org/?PORTAL_CODE=IAQGから

[“Supplemental Rules Document \(SR001 - Dated 04 Nov 2011\)”をクリックします。](#)

目的:

この文書では、ステークホルダー各位において、9101:2009改正版(SJAC9101 D)の使用を含む、9100/9110/9120:2009 航空宇宙品質マネジメントシステム(AQMS) 規格への移行を促進するための補足規定について記載しています。この補足規定の内容は、2009年10月のIAQG評議会で承認されたコンセプトと2009年版AQMS規格(9100/9110/9120)への移行スケジュールに基づいています。(別紙A参照)

注記: この補足規定の改訂時点では、9104/1 は再検討の段階にあります。従って、9104/1 は適用されません。9104/1 が発行され次第、(必要に応じて)追加の補足規定により(9104/1 に対する)移行期間を決定する予定です。

適用範囲:

この補足規定は、次のステークホルダーに適用されます:

- セクター管理委員会
- 認定機関
- 審査員資格証明機関
- 認可を受けた、航空宇宙審査員
(注記: これには、航空宇宙審査員及び航空宇宙産業経験審査員を含む)
- 研修提供者承認機関
- 研修提供者
- 認証機関
- 9100/9110/9120:2009 AQMS 規格の認証を取得しようとする組織

一般規定:

1. ステークホルダー各位においては、最新の resolution log を含む、既存の 9104 シリーズ規格の要求事項、及び 9100/9110/9120:2009 規格適用のために公開された移行スケジュールへ適合していることを確実にしなければなりません。
2. Online Aerospace Supplier Information System (OASIS) データベースは、この補足規定と併せて更新される予定です。今回の更新として、OASIS では次の内容を含むことになります。
 - i. 9100/9110/9120:2009 AQMS 規格の改正符号(revision), 9101:2009(SJAC9101 D)の改正符号を示す様式テンプレート
 - ii. (従業員数に基づき算出された)現地審査工数は、登録完了前に OASIS データベース側で記録されることになります。
 - iii. 航空宇宙審査員について 9100/9110/9120:2009 要求事項に対する資格承認の有無

OASIS データベースでの変更点に関する研修及び手引きは、関連するステークホルダー各位にご利用いただけるようになります。

国際航空宇宙品質グループ (IAQG) Other Party Management Team (OPMT)

補足規定 001 – 9100/9110/9120:2009 移行に関する規定

制定: 2010 年 1 月 11 日, 改定: 2010 年 5 月 18 日, 2010 年 12 月 20 日, 2011 年 4 月 5 日, 2011 年 5 月 3 日及び
2011 年 11 月 4 日

3. 重大/軽微という不適合の定義は 9101:2009 (SJAC9101 D)に従うものとなります。

4. 審査の評価得点は 9101:2009 (SJAC9101 D)では要求されません。

注記: IAQG OPMT は参考情報として、FAQを開設しています。以下をご覧下さい。

<https://www.sae.org/iaqgdb/opmtfaq.xlsx>

ステークホルダーに関する規定:

1. セクター管理委員会

- a. セクター管理委員会は、認定機関、審査員資格証明機関及び研修提供者承認機関の、この補足規定に対する進捗状況の監視を実施しなければなりません。
- b. 監視には、認定機関、審査員資格証明機関、又は研修提供者承認機関の文書化した実行計画のレビューを含みます。
- c. セクター管理委員会は、2009 年版 AQMS 規格に基づく審査へのオーバーサイトに立会う前に、すべての OP 監査員がこの補足規定 001 (SR001) 及び 9100/9110/9120:2009 に対する研修を受けることを確実にしなければなりません。

2. 認定機関

- a. 2010 年 6 月 1 日までに、認証機関の組織による 9100/9110/9120:2009 への移行において、本補足規定への適合を実証するために、認定機関は、認証機関に関する最新の文書化した計画を発行しなければなりません。この計画は、認証機関に提供されなければなりません。
- b. 認定審査員は、9100/9110/9120:2009 の組織審査立会の前に、9100/9110/9120:2009 IAQG 認可研修を成功裡に終了していなければなりません。
- c. 認定機関は、本補足規定に従い、各認証機関の組織に対する移行プロセスのレビューを完了しなければなりません。レビューを成功裏に終了したら、認定機関は、SMS(または CBMC) へ各認証機関の移行を報告しなければなりません。また、9100/9110/9120:2009 の適切な適用状況を掲載するように SMS(または CBMC) の現行手順に従って、OASIS が更新されなければなりません。組織に対する認証機関の移行プロセスは、認定機関により移行が認定された後、次回予定されている事務所審査以前に検証されなければなりません。
- d. 認定機関は、認証機関が初回の 9100/9110/9120:2009 認証組織移行マトリクス (Appendix B) を 2011 年 12 月 1 日までに提出することを確実にしなければなりません。
- e. 認定機関は、認証機関が 2012 年 1 月 4 日までに完成された 9100/9110/9120:2009 認証組織移行マトリクス (全ての移行審査計画) (Appendix B) を提出しない場合、認証機関の AQMS 認定一時停止の判断を下さなければなりません。
- f. 認定機関は、認証機関が 2011 年 7 月 1 日までに 9100/9110/9120:2009 への移行において、本補足規定を履行しない場合、認証機関の AQMS 認定を取消しする判断を下さなければなりません。
- g. 認定機関は、認定している認証機関について完成された Appendix B マトリクスのコピーを、維持しなければなりません。また、要求に応じて IAQG OPMT や関連するセクター管理委員会 (SMS および CBMC) に提出しなければなりません。

国際航空宇宙品質グループ (IAQG) Other Party Management Team (OPMT)

補足規定 001 – 9100/9110/9120:2009 移行に関する規定

制定:2010年1月11日, 改定:2010年5月18日, 2010年12月20日, 2011年4月5日, 2011年5月3日及び
2011年11月4日

3. 審査員資格証明機関

- a. 2010年4月1日までに、審査員資格証明機関は、有資格者の審査員の移行に関する文書化した計画を発行しなければなりません。この計画は、審査員と共有されなければなりません。
- b. 審査員資格証明機関は、IAQG 認可研修の合格修了記録を確認後、審査員の該当する規格の版(例 9100:2009)を OASIS に入力しなければなりません。
- c. 審査員の資格有効期限は、同じ(不变)としなければなりません。
- d. 2012年7月1日までに、9100/9110/9120:2009 AQMS 規格に関する資格を審査員が取得しなければ、審査員資格証明機関は、OASIS 上の審査員資格を取消さなければなりません。

4. 航空宇宙審査員

- a. 現在の全ての審査員は、研修提供者承認機関に承認された研修提供者による 9100:2009 IAQG 認可研修を受講する必要があります。
- b. 現在の全ての審査員は、資格を有する他の全ての規格(即ち 9110:2009 または 9120:2009)の IAQG 認可研修を受講する必要があります。
- c. 審査員は、IAQG 認可研修を合格修了した記録を審査員資格証明機関に提出しなければなりません。
- d. 審査員は、9100/9110/9120:2009 の審査を実施する前に、9100/9110/9120:2009 IAQG 認可研修を成功裏に修了しなければなりません。

注記:上記の 9100/9110/9120:2009 AQMS 規格に関する資格がない審査員は、2011 年 7 月 1 日をもって AQMS の審査ができなくなります。

5. 研修提供者承認機関

- a. 2010年3月1日までに、研修提供者承認機関は、研修提供者の移行に関する文書化した計画を発行しなければなりません。
- b. 9100/9110:2009 航空宇宙審査員移行研修の開催に係わる研修機関の承認に先立ち、承認される各研修機関が 9104-3 と本補足規定の要求事項に従っていること、本補足規定の要求事項に従って研修を受けた最低 2 名の講師がいること、そして、認可された ASDE コース(即ち講師向け研修コース)受講結果により研修機関へ提供されたいかなるフィードバックが、講師の力量を確実にするために成功裏に処置されることを、研修提供者承認機関は、評価しなければなりません。
- c. 研修提供者承認機関は、2011 年 7 月 1 日までに IAQG 認可研修教材の使用許可を得ようとしなかった研修提供者について承認を取消す判断を下さなければなりません。

6. 研修提供者(研修機関)

- a. 研修提供者(研修機関)は、IAQG 認可研修の開発者である Plexus 社より IAQG 9100/9110/9120:2009 の承認された研修教材を入手しなければなりません。
注記: 9120:2009 の研修は、オンライン研修のみとなり IAQG OPMT より提供されます。
- b. 研修提供者(研修機関)は、IAQG 認可研修コースを提供するため、セクター管理委員会承認の研修提供者承認機関により承認されなければなりません。
- c. 9104/3 の講師の要求事項に加えて、
 - i. 9100:2009 認可研修コース担当の研修提供者(研修機関)の講師は、IAQG 9100:2009 の承認された研修コースと Plexus 社が提供する IAQG 認可の講師向け研修コース(ASDE)を成功裏に修了しなければなりません。
 - ii. 9110:2009 認可研修コース担当の研修提供者(研修機関)の講師は、IAQG 9100:2009 の

国際航空宇宙品質グループ (IAQG) Other Party Management Team (OPMT)
補足規定 001 – 9100/9110/9120:2009 移行に関する規定

制定: 2010 年 1 月 11 日, 改定: 2010 年 5 月 18 日, 2010 年 12 月 20 日, 2011 年 4 月 5 日, 2011 年 5 月 3 日及び
2011 年 11 月 4 日

承認された研修コース, IAQG 9110:2009 の承認された研修コース及び Plexus 社が提供する IAQG 認可の講師向け研修コース(ASDE)を成功裏に修了しなければなりません。

- d. 研修提供者(研修機関)は, 承認された講師向け研修コースからのフィードバックに着目し, 講師の力量が備わっていることを確実にするための適切な処置を実施しなければなりません。
- e. 2011 年 7 月 1 日までに IAQG 認可の研修コースを提供することの承認を得ていない, 研修提供者(研修機関)は, 現行の承認を取り消されなければなりません。
- f. 承認された航空宇宙審査員移行研修のクラス規模は, 最小 8 名以上(9110 では 6 名以上でもよい)最大 12 名以内とし, 移行研修コース及び講師向け研修コース(ASDE)を合格修了した, 少なくとも 2 名の講師を利用し, 承認された研修機関により実施されなければなりません。
- g. AATT の筆記試験が不合格だった者は IAQG OPMT レゾリューションログ#85 に従わなければなりません。

注記: IAQG 認可の研修プロセスは IAQG OPMT によって管理されており, (OPMT は)運用及び採点を含む, IAQG 9100/9110/9120:2009 の承認された研修の試験プロセスを管理します。

7. 認証機関

- a. 認証機関は, 当該機関の登録組織に関する機関の認証の移行計画について認定機関の要求に対応するとともに, この文書への適合を実証するため認定機関によるレビューを支援しなければなりません。
- b. 移行計画には, 完成され維持されている 9100/9110/9120:2009 認証組織移行マトリクス (Appendix B)の表を含めなければなりません。
 - (1) 認証機関は, 初回の 9100/9110/9120:2009 認証組織移行マトリクス (Appendix B)をそれぞれの認定機関に 2011 年 12 月 1 日までに提出しなければなりません。
 - (2) 認証機関は, 全ての移行審査を計画し移行マトリクスを更新し, それぞれ該当する認定機関に 2012 年 1 月 4 日までに報告しなければなりません。
- c. 認証機関は, いかなる 9100/9110/9120:2009 の審査を実施する前に新規の 9100/9110/9120:2009 規格に関する認定機関より認定された機関として OASIS のリストに掲載されなければなりません。
- d. 認証機関の審査員は, いかなる 9100/9110/9120:2009 の審査を実施する前に新規の 9100/9110/9120:2009 規格に関する資格承認を有する審査員として OASIS のリストに掲載されなければなりません。
- e. すべての 9100/9110/9120:2009 の移行のための審査に要する日数(工数)は, 以下の様になります。
 - i. サーベイランスで移行する場合は, IAF MD5 で規定されている初回審査日数の 50%に加えて, 9104 の表 2(SJAC9010C 8. 2. 2)で規定されている初回審査日数の 100%を使用します。
 - ii. 再認証審査で移行する場合は, IAF MD5 で規定されている初回審査日数の 80%に加えて, 9104 の表 2 で規定されている初回審査日数の 100%を使用します。
 - iii. 加えて, 9100/9110/9120:2009 の新規要求事項を審査するため, 及び 9101:2009 (SJAC9101D)の審査報告書を完成させるために必要となりうる追加の審査日数を特定することは, 認証機関の責任となります。
 - iv. IAF MD5 の要求による審査日数(工数)の算出は, 品質マネジメントシステムの複雑さ及び(組織の)活動の数や多様さを考慮することにより変化してもよいとされていますが、その正当性の文書化を含め IAF MD5 の要求は, 最低限使用することになります。

国際航空宇宙品質グループ (IAQG) Other Party Management Team (OPMT)

補足規定 001 – 9100/9110/9120:2009 移行に関する規定

制定: 2010 年 1 月 11 日, 改定: 2010 年 5 月 18 日, 2010 年 12 月 20 日, 2011 年 4 月 5 日, 2011 年 5 月 3 日及び
2011 年 11 月 4 日

- f. サーベイランスで移行する場合は、9100/9110/9120:2009 規格の変更された要求事項により影響を受ける全てのプロセス(及びプロセスのインターフェース)の審査を含めなければなりません。
 - g. 再認証審査で移行する場合は、9100/9110/9120:2009 規格の全箇条の審査を含めなければなりません。
 - h. 2011 年 1 月 1 日までにこの文書により認定機関に対応しない認証機関は、現在の AQMS 認定が一時停止されなければなりません。
 - i. 2012 年 1 月 4 日までに、この補足規定による 9100/9110/9120:2009 認証組織移行マトリクスの提出要求を満たさない場合、認証機関は現在の AQMS 認定を一時停止されることになります。
 - j. 2011 年 7 月 1 日までにこの文書による移行計画を実施しない認証機関は、現在の AQMS 認定は取り消されなければなりません。
 - k. 更に、現在の審査サイクルの間に移行する多数サイトを有する組織に対して、認証機関は:
 - i. 9100/9110/9120:2009 規格への移行サーベイランス実施前に、審査された全てのサイトについて審査報告書を発行して、以前の 9100/9110/9120:2004 規格に対するサイトのサーベイランスをクローズしなければなりません(全ての不適合報告書のクローズおよび検証を含む)。この審査報告書を OASIS にアップロードしなければなりません。
 - ii. 計画されたサーベイランスサイクルで審査されることが要求されている全てのサイト(少なくとも全サイトの 50%)について 9100/9110/9120:2009 規格の審査を完了しなければなりません。
 - iii. 認証の前には、中央事務所を審査するとともに、9100/9110/9120:2009 規格のサーベイランスサイクルで計画されたサイト(少なくとも全サイトの 50%)の審査を完了しなければなりません。
- 注記: IAQG OPMT Resolution 76 (2010/10/1)に基づき ASRP を適用する場合は、上記 7 i. ii および 7 i. iii のサイトの最低 33%を審査しなければなりません。

注記: 多数サイトを有する組織の移行は、中央事務所と計画されたサーベイランスサイクルで審査されるサイトの総数が、9100/9110/9120:2009 規格の審査を完了する場合に限り、(例: 移行に 18 ヶ月を要する場合) 2 つのサーベイランスサイクルをまたいでサイトの審査を完了することで達成してもよい。(例えば、中央事務所と 10 サイトが計画されたサイクルで審査される場合、9100/9110/9120:2009 規格の審査は、5 サイトをサーベイランスサイクル 1 で完了し、中央事務所と残りの 5 サイトをサーベイランスサイクル 2 で完了することが可能となります)

- l. 再認証の年に移行する多数サイトを有する組織に対して、認証機関は:
 - i. 再認証の前には、中央事務所を審査し、9100/9110/9120:2009 AQMS 規格の再認証審査で計画された全てのサイトの審査を完了しなければなりません。

注記: 上記要求に関する説明図は、別紙 B を参照下さい。

- m. 認証機関は審査報告書に 9100/9110/9120:2009 認証決定に含まれるサイトを記録しなければなりません。
- n. 認証機関は審査結果に関する全ての情報の写しを、組織の顧客が共有できるように、組織に残さなければなりません。
- o. 審査を完了し、また全ての NCR がクローズし検証されたら、9104 認証の決定プロセスに従って、登録証の再発行前に認証の決定が行われなければなりません。
- p. 組織は、再認証の対象となっていなければ新規の 3 年間の認証を受けてはいけません。
- q. 登録証および APPENDIX A は決定後 30 日以内に OASIS にアップロードしなければなりません。

国際航空宇宙品質グループ (IAQG) Other Party Management Team (OPMT)

補足規定 001 – 9100/9110/9120:2009 移行に関する規定

制定:2010 年 1 月 11 日, 改定:2010 年 5 月 18 日, 2010 年 12 月 20 日, 2011 年 4 月 5 日, 2011 年 5 月 3 日及び
2011 年 11 月 4 日

- r. 組織が 2012 年 7 月 1 日までに 9100/9110/9120:2009 AQMS 規格に対して認証されない場合、
認証機関は組織の AQMS 認証の取消しを決定しなければなりません。

8. 9100/9110/9120:2009 AQMS 規格に対する認証取得を予定する組織

- a. 認証機関の 9100/9110/9120:2009 審査実施前に 9100/9110/9120:2009 への適合を認証機関に公式に
申告しなければなりません。
- i. もし組織が予定されたサーベイランスや再認証審査の期限前に適合を申告しない場合は、認
証機関はその期限の時点で、既存の認証が一時停止となるような措置を講じなければなりま
せん。認証機関は一時停止が解決されない場合、認証を取り消すプロセスに着手しなければ
なりません。
- b. 2012 年 1 月 4 日までに適用する 9100/9110/9120:2009 移行審査が計画されていない場合、組
織の認証は一時停止となります。
- c. 2012 年 7 月 1 日までに(改訂された登録証が OASIS に掲載されていることを含めて)
9100/9110/9120:2009 AQMS 規格に認証されない組織は OASIS から登録証が取り消されなけ
ればなりません。
- i. 認証機関は、特殊事情に対する個別対処方法に関するレビューを、認定機関ならび IAQG
OPMT の両者に申し入れることができます。

国際航空宇宙品質グループ (IAQG) Other Party Management Team (OPMT)

補足規定 001 – 9100/9110/9120:2009 移行に関する規定

制定: 2010年1月11日, 改定: 2010年5月18日, 2010年12月20日, 2011年4月5日, 2011年5月3日及び
2011年11月4日

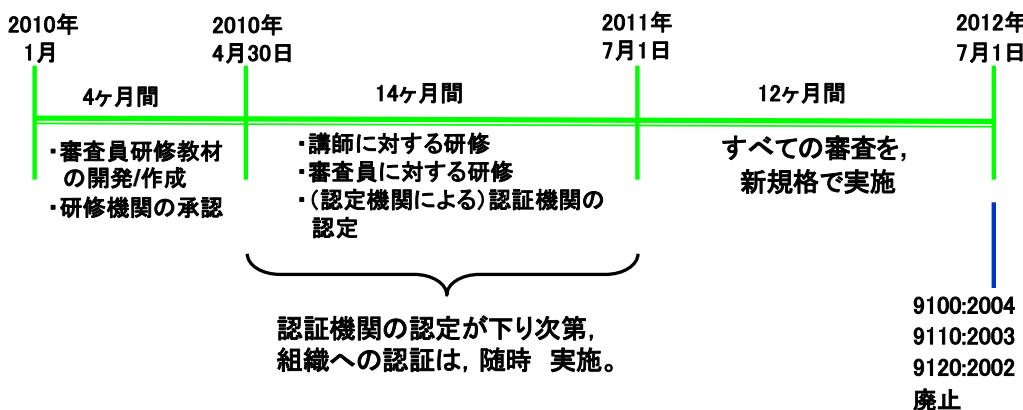
別紙A

以下は、OPMT 移行計画からの抜粋です:

2009年10月、ミュンヘン(ドイツ)で開催されたIAQG会議にて、2009年版のAQMS規格(9100/9110/9120)及び、関連支援規格の移行スケジュールが承認され、発表されました。



30ヶ月間の移行スケジュール



移行スケジュールの基本条件:

- ・2011年7月1日までに2009年版AQMS規格を用いた認証制度に完全移行します
 - ・9101:2009に従った認証審査を実施します
 - ・ICOP認証を受けたすべての審査員に対して、IAQGが認可した研修を実施します
 - ・補足規定001(SR001)は9100/9110/9120:2009への移行プロセスを略述します
 - ・上記の基本条件は、承認後、すべてのステークホルダー向けのガイダンス資料に詳細を記載する予定です。
- いかなる組織も上記移行スケジュールの条件を満たさない限り、ICOP AMQS規格 2009年版の認証を受けることができない、という点をご了承ください。注記: 現地審査の開始日が2011年7月1日以降の場合は、新規格に従って審査を完了しなければなりません。

国際航空宇宙品質グループ (IAQG) Other Party Management Team (OPMT)

補足規定 001 – 9100/9110/9120:2009 移行に関する規定

 制定:2010年1月11日, 改定:2010年5月18日, 2010年12月20日, 2011年4月5日, 2011年5月3日及び
 2011年11月4日

別紙B
オプション 1 – 既存の認証サイクルの 2 年目のサーベイランス時に移行する場合

年	中央機能	サイト数	規格	コメント
1	Yes	5	91xx:2004	OASIS に統合報告書を登録する。
2	Yes	5	91xx:2009	9101 に規定された報告書を OASIS に登録する。規格変更の影響のある全てのプロセス(及びプロセスのインターフェイス)は審査される。移行の決定後, 91XX:2009 の登録証が現状の有効期限のままで発行される。
3	Yes	10	91xx:2009	9101 に規定された報告書を OASIS に登録する。規格の全ての条項が審査される。再認証決定後、新たに 3 年間の有効期限の登録証が発行される。

オプション 2 – 既存の認証サイクルの 2 年目に依頼者が再認証を選択した場合

年	中央機能	サイト数	規格	コメント
1	Yes	5	91xx:2004	OASIS に統合報告書を登録する。
2	Yes	10	91xx:2009	9101 に規定された報告書を OASIS に登録する。規格の全ての条項および全てのサイトが審査される。再認証決定後, 9100:2009 登録証が新たに 3 年間の有効期限で発行される。
1	Yes	5	91xx:2009	9101 に規定された報告書を OASIS に登録する。新しい認証サイクルとなる。

依頼者が(2年目)に再認証を選択したので、3 年目は含まれない。

国際航空宇宙品質グループ (IAQG) Other Party Management Team (OPMT)

補足規定 001 – 9100/9110/9120:2009 移行に関する規定

制定: 2010 年 1 月 11 日, 改定: 2010 年 5 月 18 日, 2010 年 12 月 20 日, 2011 年 4 月 5 日, 2011 年 5 月 3 日及び
2011 年 11 月 4 日

オプション 3 – 既存の認証サイクルの 3 年目の再認証時に移行する場合

年	中央機能	サイト数	規格	コメント
1	Yes	5	91xx:2004	OASIS に統合報告書を登録する。
2	Yes	5	91xx:2004	OASIS に統合報告書を登録する。
3	Yes	10	91xx:2009	9101 に規定された報告書を OASIS に登録する。規格の全ての条項が審査される。再認証決定後, 91XX:2009 登録証が 3 年間の有効期限で発行される。

オプション 4 – サーベイラントサイクルの間で移行する場合(サイクルの分割)

年	中央機能	サイト数	規格	コメント
1	Yes	3	91xx:2004	OASIS に統合報告書を登録する。
1	Yes	2	91xx:2009	9101 に規定された報告書を OASIS に登録する。規格変更の影響のある全てのプロセス(及びプロセスのインターフェイス)は審査される。移行の決定後, 91XX:2009 の登録証が現状の有効期限のままで発行される。
2	Yes	3	91xx:2009	9101 に規定された報告書を OASIS に登録する。規格変更の影響のある全てのプロセス(及びプロセスのインターフェイス)は審査される。移行の決定後, 91XX:2009 の登録証が現状の有効期限のままで発行される。
2	Yes	2	91xx:2009	OASIS に統合報告書を登録する。
3	Yes	10	91xx:2009	9101 に規定された報告書を OASIS に登録する。規格の全ての条項が審査される。移行の決定後, 91XX:2009 の登録証が 3 年間の有効期限で発行される。

注記: Resolution log 76 は 9100 と 9110 に適用される。

9120 に関する規定の変更はなく, IAF MD1 を除き 9104 に拠る。

国際航空宇宙品質グループ (IAQG) Other Party Management Team (OPMT)

補足規定 001 – 9100/9110/9120:2009 移行に関する規定

制定:2010年1月11日, 改定:2010年5月18日, 2010年12月20日, 2011年4月5日, 2011年5月3日及び
2011年11月4日

APPENDIX A -OASISデータベースに入力する情報

1. 入力する情報:

- 発行/再発行日及び有効期限を含む, 認証識別(ID)
- 認証の範囲
- 実施した審査の種類 (すなわち, 初回審査, サーベイランス審査, 再認証審査, 特別審査)
- 審査日及びオンライン審査人日数 (すなわち, 審査員の人数及び, 審査チームがオンラインで費やした日数);
例えば, 3人の審査員が4日間費やすと, 12審査人・日である。
- 認証書に記載されている, 各サイトの組織の従業員数
- 審査リーダー名
- 審査に参加した, その他の航空宇宙産業経験審査員及び航空宇宙審査員
- 審査を実施した該当する AQMS 規格(例えば, JIS Q 9100:2009)
注記: それぞれの規格(すなわち, 9110, 9110, 9120)に対して, 個別の入力が求められる。
- 該当する AQMS 規格の各項目に対する重大な不適合, 軽微な不適合の数
- 審査の要約
- 組織が識別した適用除外(規格の項目)
- プロセスの有効性評価報告書 (PEAR) データ:
 - a. PEAR 識別番号
 - b. 有効性レベル
 - c. プロセス名
 - d. 規格の項目
 - e. サイト
 - f. 審査員氏名
 - g. 発行日付
 - h. 審査報告書番号

2. pdf 様式の電子ファイルに該当する審査記録をアップロードする(9101 参照):

- 第一段階審査報告書
- 第二段階審査報告書
- サーベイランス審査報告書
- 再認証審査報告書
- 特別審査報告書
- 是正処置回答を含む不適合報告書(NCR)
- プロセスの有効性評価報告書(PEAR)
- QMS プロセスマトリックス報告書

注記 1: 客観的証拠の記録(OER)はアップロードされないことが望ましいが, 審査ファイルの一部分として, 認証機関の事務所で保管することが望ましい。

注記 2: データ入力に関する研修/指導は, 認証機関の認定後, セクター管理機構が実施することとなる。

注記 3: 認証された組織に関連するデータ[例えば, 名前, 住所の詳細, 代表者名]は, その組織が OASIS データベース上で維持することとなる。

注記 4: 9101 を全て OASIS にアップロードする必要はない。アップロードを要求されているシートのみ OASIS にアップロードする。

国際航空宇宙品質グループ (IAQG) Other Party Management Team (OPMT)

補足規定 001 – 9100/9110/9120:2009 移行に関する規定

 制定: 2010 年 1 月 11 日, 改定: 2010 年 5 月 18 日, 2010 年 12 月 20 日, 2011 年 4 月 5 日, 2011 年 5 月 3 日及び
 2011 年 11 月 4 日

APPENDIX B –9100/9110/9120:2009 認証組織移行マトリクス

<u>9100/9110/9120:2009 Certified Organization Transition Matrix</u>										
<u>9100/9110/9120:2009 認証組織移行マトリクス</u>										
Transition Status: 移行状況:										
Organization's OASIS Identification Number (OIN)	Organization Name	Address	City	State	Country	Audit Type (re-cert vs Surveillance)	Transition Complete (Yes / No)	Scheduled Audit Start Date (dd/mm/yy)	Audit Completion Date (dd/mm/yy)	Certificate Issuance Date
組織のOIN	組織名称	住所	区・町・村	都道府県	国	審査タイプ (再認証, サーベイ ランス)	移行完了 (Yes / No)	移行審査開始日 (dd/mm/yy)	オンライン 審査最終日 (dd/mm/yy)	認証発行日 Note: 移行は2012年7月1日までに完了しなければなりません。この期限を満足しない場合の処置を組織に通知しなければなりません。 (例えば、認証取り消し)